



1

高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止

推進目的

昨年の交通事故死者の総数は20人で子どもの死者は1人、高齢者の死者は8人で、例年、高い水準で推移していた高齢者の死者は全体の4割に減少した。

子どもと高齢者の交通事故を一件でも減少させるため、鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、高齢者の身体機能の変化を踏まえた交通安全教育や高齢者宅訪問活動の推進、子どもに対する年齢に応じた交通安全教育と通学路等での指導・見守り活動の推進、また、障がい者に対する配慮と道路環境に応じた誘導や介助を推進する。

一般運転者に対しては、高齢者（高齢運転者を含む。）、子ども及び障がい者への思いやり運転の実践等、安全運転の励行と交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上を呼びかけ交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
一般運転者	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛ける。 ○横断歩道手前では減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、横断歩行者を優先する。 ○高齢者、子ども及び障がい者に対する思いやり運転と通学路・生活道路等における速度を落とした安全運転を徹底する。
高齢運転者	<ul style="list-style-type: none"> ○70歳以上の運転者は「高齢者マーク」の表示に努める。 ○参加・体験・実践型の交通安全講習や運転適性診断を積極的に受けるなど、身体機能の変化を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努める。 ○一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や表示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控える。
高齢子ども者	<ul style="list-style-type: none"> ○道路を横断する際には、横断歩道を利用し、横断中も左右の安全を確認する。また、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。 ○夕暮れから夜間の外出には、明るい色の服装と、反射タスキなどの反射材用品を着用し、運転者からの発見遅れを防止する。 ○自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用し、信号を守り、交差点や曲がり角では、一時停止するなど交通ルールを守る。 ○高齢者自身が身体機能の変化（認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を認識し、安全行動を促進する。 ○参加・体験・実践型の交通安全講習会等に積極的に参加し、交通安全意識の向上を図る。